

社会福祉法人基弘会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンターの経営

(ロ) 在宅介護支援センターの経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 老人短期入所事業の経営

(ホ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人基弘会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市生野区生野東二丁目5番8号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を宮城県仙台市泉区古内字坂ノ上16番6号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、職員2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は支給しないものとする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分

(9) 社会福祉充実計画の承認

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第12条の2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議

員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 金1,000,000円

(2) 大阪市生野区生野東二丁目36番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
生野東地域在宅サービスステーション夢の箱 本体建物一棟
(564・92平方メートル)

(3) 大阪市生野区勝山南一丁目60番36所在の特別養護老人ホーム夢の箱 敷地
(1701・23平方メートル)

(4) 大阪市生野区勝山南一丁目60番地36所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下
1階付7階建特別養護老人ホーム夢の箱
本体建物一棟
(4530・41平方メートル)
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 集塵庫 附属建物一棟
(8・12平方メートル)

(5) 仙台市泉区古内字坂ノ上16番6 (126・01平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上16番15 (0・94平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上16番20 (65・46平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上16番21 (200・62平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上16番22 (98・79平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上17番3 (202・23平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上17番8 (57・40平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上17番12 (69・67平方メートル)

仙台市泉区古内字坂ノ上17番13 (309・71平方メートル)

仙台市泉区古内字坂下24番6 (3・60平方メートル)

仙台市泉区古内字坂下24番8 (22平方メートル)

仙台市泉区古内字坂下24番9 (18平方メートル)

仙台市泉区古内字坂下27番1 (717・98平方メートル)

仙台市泉区古内字坂下27番3 (767・72平方メートル)

仙台市泉区古内字新坂の上26番 (2・00平方メートル)

仙台市泉区古内字新坂の上27番1 (249・73平方メートル)

仙台市泉区古内字新坂の上27番3 (32平方メートル)

仙台市泉区古内字新坂の上28番1 (452・88平方メートル)

所在のリズムタウン仙台 敷地 (3396・74平方メートル)

(6) 仙台市泉区古内字坂下27番地3、27番地1

仙台市泉区古内字坂ノ上16番地20、16番地21、17番地3、17番地8、
17番地12、17番地13

仙台市泉区古内字新坂の上27番地1、28番地1

所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建リズムタウン仙台
本体建物一棟（5229・70平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細

書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 診療所の経営

(3) 通所リハビリテーション事業

(4) 訪問リハビリテーション事業

(5) 訪問看護事業

(6) 企業主導型保育事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得

なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人基弘会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	川西 良子
理事	大森清次郎
〃	清水 道久
〃	田中 康博
〃	津田 友義

〃 大門 健二
〃 宮脇賀一郎
〃 川西 収治
監 事 本田 三郎
〃 高野 勝元

附 則
変更後の定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成18年8月2日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成18年9月15日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成25年3月1日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成28年4月18日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成29年12月26日から施行する。

附 則
変更後の定款は、平成30年3月7日から施行する。

役員報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人基弘会（以下「この法人」という。）の第21条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員及び評議員に対し報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額。また、退職金共済金及びすでに積立てた保険等はこれに含めないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第6条の規定に準じて支給）

(2) 賞与 毎年7月及び12月

2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300 万円以下
業務執行理事	月額 250 万円以下

別表第 2（常勤の理事の賞与）

役職名	報酬の額
8 月の賞与	報酬月額 2 か月以内
1 2 月の賞与	報酬月額 2 か月以内

各年度における

この法人の全理事の報酬総額は、6,000 万円以内とする。

算定根拠として現在 17 事業に係る管理及び運営を行っており

福祉分野 15 事業に係る報酬について

理事長 1,200 万 常務理事 1,000 万とし

医療分野 2 事業に係る報酬額については医療法人 理事職報酬額を参考にして

理事長 2,000 万 常務理事に 1,800 万として積算致します。

別表第 3（常勤理事の退職慰労金算出要領）

	最終報酬月額 × 役位在位年数 × 最終役位別倍率
理事長	2.0 ~ 3.0
業務執行理事	1.0 ~ 2.0
理事	0.5 ~ 1.0

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 27 大阪府	(2)市町村区分 116 大阪市生野区	(3)所轄庁区分 27000	(4)法人番号 6120005007733	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人基弘会	(8)主たる事務所の住所 大阪府 大阪市生野区 生野東2-5-8		(9)主たる事務所の電話番号 06-6715-2188		
(10)主たる事務所のFAX番号 06-6715-2224	(11)従たる事務所の有無 1 有		(12)従たる事務所の住所 宮城県 仙台市泉区 古内字坂ノ上16番6号		
(13)法人のホームページ http://kikoukai.or.jp/	(14)法人のメールアドレス h.mizuno@yumenohako.info		(15)法人の設立認可年月日 平成13年3月23日		
(16)法人の設立登記年月日 平成13年3月23日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7	(2)評議員の現員 7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円) 0			
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
飯田 外茂治	無職	R3.6.26 ~ R6年度定時評議員会終結の時	2 無	2 無	1
工藤 宏見	無職	R3.6.26 ~ R6年度定時評議員会終結の時	2 無	2 無	1
蒲田 益之	無職	R3.6.26 ~ R6年度定時評議員会終結の時	2 無	2 無	1
南田 孝雄	自営業	R3.6.26 ~ R6年度定時評議員会終結の時	2 無	2 無	1
吉川 友嗣	会社役員	R4.1.15 ~ R6年度定時評議員会終結の時	2 無	2 無	1
中村 良雄	会社役員	R3.6.26 ~ R6年度定時評議員会終結の時	2 無	2 無	1
横山 健	会社役員	R3.6.26 ~ R6年度定時評議員会終結の時	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6	(2)理事の現員 6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円) 0	1 特例有			
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
川西 良子	1 理事長 R3.6.26 ~ R4年度定時評議員会終結の時	令和1年6月18日	1 常勤	令和1年6月18日	法人役員	2 無
橘原 善将	3 その他理事 R4.1.15 ~ R4年度定時評議員会終結の時	令和1年6月18日	1 常勤	令和1年6月18日	団体職員	2 無
小田 勝	3 その他理事 R3.6.26 ~ R4年度定時評議員会終結の時	令和1年6月18日	1 常勤	令和1年6月18日	司法書士	2 無
津田 友義	3 その他理事 R3.6.26 ~ R4年度定時評議員会終結の時	令和1年6月18日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	令和1年6月18日	薬剤師	2 無
山口 勝彦	3 その他理事 R3.6.26 ~ R4年度定時評議員会終結の時	令和1年6月18日	1 常勤	令和1年6月18日	自営業	2 無
川西 収治	2 業務執行理事 R3.6.26 ~ R4年度定時評議員会終結の時	令和1年6月18日	1 常勤	令和1年6月18日	法人役員	2 無
			3 施設の管理者			1 有

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円) 0	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
四宮 政利	自営業 R3.6.26 ~ R4年度定時評議員会終結の時	2 無	令和1年6月18日
歌 大輔	社会医療法人 職員 R3.6.26 ~ R4年度定時評議員会終結の時	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	3
		2 無	令和3年2月2日
		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	1

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
イワサキ会計	0	1 有	イワサキ会計	500,000
		1 有		0

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	(2)施設・事業所職員の人数
①常勤専従者の実数 5	①常勤専従者の実数 100
②常勤兼務者の実数 0	②常勤兼務者の実数 0
③非常勤者の実数 0	③非常勤者の実数 65
常勤換算数 0.0	常勤換算数 42.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和3年6月24日	7	0	0	0	第一号議案 令和2年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録承認の件 第二号議案 理事及び監事専任の件 第三号議案 特別養護老人ホーム夢の箱勝山改修工事計画（案）承認の件 第四号議案 特別養護老人ホーム夢の箱勝山社用車購入計画承認の件
令和4年1月15日	6	0	0	0	第一号議案 令和3年度上半期事業報告及び補正予算の承認について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和3年6月26日	6	2	第一号議案 令和2年度事業報告及び決算承認の件 第二号議案 特別養護老人ホーム夢の箱勝山改修工事計画（案）承認の件 第三号議案 特別養護老人ホーム夢の箱勝山社用車購入計画承認の件 第四号議案 次期評議員候補者推薦の件
令和3年12月18日	5	1	第一号議案 特別養護老人ホーム夢の箱勝山改修工事に係る独立行政法人福祉医療機構へのけり入れについての承認について
令和4年1月15日	5	1	第一号議案 令和3年度補正予算案の承認の件 第二号議案 補欠評議員候補者推薦の承認の件 第三号議案 評議員専任・解任委員会開催の件 第四号議案 補欠理事候補者の選出の件 第五号議案 臨時評議員会の開催の件

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名

四宮 正利
歌 大輔

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

無

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

無

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分 01 無限定通正意見

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)				
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
001	本部	00000001	本部経理区分				社会福祉法人 基弘会 本部				
		大阪府	大阪市生野区	生野東2丁目5番8号		1 行政からの賃借等		3 自己所有	平成13年3月23日	0	0
		ア建設費	平成13年3月1日					0			
		イ大規模修繕									
002	生野東	02120201	老人デイサービス事業(通所介護)				夢の箱 生野				
		大阪府	大阪市生野区	生野東2丁目5番8号		1 行政からの賃借等		3 自己所有	平成13年3月23日	33	10,370
		ア建設費	平成13年3月1日					0			
		イ大規模修繕									
003	特養	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)				特別養護老人ホーム夢の箱勝山				
		大阪府	大阪市生野区	勝山南1-17-43		3 自己所有		3 自己所有	平成24年2月1日	90	31,960
		ア建設費	平成24年2月1日					0			
		イ大規模修繕									
004	ココナラ	02120402	老人短期入所施設(短期入所生活介護)				ショートステイココナラ興				
		大阪府	大阪市生野区	興南3丁目4番25号		2 民間からの賃借等		3 自己所有	平成27年4月1日	33	1,257
		ア建設費	平成27年3月1日					0			
		イ大規模修繕									
005	リズム仙台	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)				特別養護老人ホームリズムタウン仙台				
		宮城県	仙台市泉区	吉内字坂上16番6号		3 自己所有		3 自己所有	平成29年11月1日	100	4,993
		ア建設費	平成29年11月1日					0			
		イ大規模修繕									
006	仙台小規模多機能	02120501	小規模多機能型居宅介護事業				小規模多機能型居宅介護リズムタウン仙台				
		宮城県	仙台市泉区	吉内字坂上16-6		3 自己所有		3 自己所有	平成30年1月15日	0	317
		ア建設費	平成29年11月1日					0			
		イ大規模修繕									

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)				
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
			2/3								

事業種別	ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積
	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)
011	03280006	診療所	コナラ異クリニック				
		大阪府 大阪市生野区 巽南3丁目4番25号	2 民間からの賃借等 3 自己所有		平成27年4月1日	0	285
	ア建設費	平成27年4月1日				0	
	イ大規模修繕						
012	03320601	子育て支援に関する事業	リズムタウン保育園				
		宮城県 仙台市泉区 古内字坂ノ上16-6	3 自己所有 3 自己所有		平成29年11月1日	0	51
	ア建設費	平成29年11月1日				0	
	イ大規模修繕						

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称分類	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
⑦事業報告	1 有
⑧財産目録	1 有
⑨事業計画書	1 有
⑩第三者評価結果	3 該当なし
⑪苦情処理結果	2 無
⑫監事監査結果	1 有
⑬附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費 (円)	1,314,491,524
②施設・設備に係る公費 (円)	4,100,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	0
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	01 公認会計士
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	イワサキ経営
③業務内容	ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査
④費用[年額] (円)	1,881,000
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	無
②実施した改善内容	

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)	
①社会福祉施設職員等退職手当共済制度((独)福祉医療機構)に加入	2 無
②中小企業退職金共済制度((独)勤労者退職金共済機構)に加入	2 無
③特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤その他の退職手当制度に加入(具体的に: ●●●)	ベネフィット・ワン企業年金基金
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和3年4月1日 （至）令和4年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収入	介護保険事業収入		1,554,776,384	-1,554,776,384		
	老人福祉事業収入		5,472,318	-5,472,318		
	児童福祉事業収入		0	0		
	保育事業収入		63,275,092	-63,275,092		
	就労支援事業収入		0	0		
	医療事業収入		72,298,453	-72,298,453		
	借入金利息補助金収入		0	0		
	経常経費寄附金収入		0	0		
	受取利息配当金収入		13,721	-13,721		
	その他の収入		16,816,356	-16,816,356		
流動資産評価益等による資金増加額		0	0			
事業活動収入計（1）	0	1,712,652,324	-1,712,652,324			
事業活動による支出	人件費支出		922,619,368	-922,619,368		
	事業費支出		225,840,144	-225,840,144		
	事務費支出		309,578,444	-309,578,444		
	就労支援事業支出		0	0		
	授産事業支出		0	0		
	利用者負担軽減額		0	0		
	支払利息支出		12,320,073	-12,320,073		
	その他の支出		842,588	-842,588		
	流動資産評価損等による資金減少額		0	0		
	事業活動支出計（2）	0	1,471,200,617	-1,471,200,617		
事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	0	241,451,707	-241,451,707			
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入		4,100,000	-4,100,000		
	施設整備等寄附金収入		0	0		
	設備資金借入金収入		0	0		
	固定資産売却収入		474,100	-474,100		
	その他の施設整備等による収入		0	0		
	施設整備等収入計（4）	0	4,574,100	-4,574,100		
	施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出		121,722,144	-121,722,144	
		固定資産取得支出		65,272,870	-65,272,870	
		固定資産除却・廃棄支出		0	0	
		ファイナンス・リース債務の返済支出		0	0	
その他の施設整備等による支出			8,025,000	-8,025,000		
施設整備等支出計（5）		0	195,020,014	-195,020,014		
施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	0	-190,445,914	190,445,914			
その他の活動による収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0	0		
	長期運営資金借入金収入		0	0		
	役員等長期借入金収入		0	0		
	長期貸付金回収収入		0	0		
	投資有価証券売却収入		0	0		
	積立資産取崩収入		0	0		
	その他の活動による収入		0	0		
	その他の活動収入計（7）	0	0	0		
	その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出		0	0	
		役員等長期借入金元金償還支出		0	0	
長期貸付金支出			0	0		
投資有価証券取得支出			0	0		
積立資産支出			0	0		
その他の活動による支出			0	0		
その他の活動支出計（8）	0	0	0			
その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	0	0	0			
予備費支出（10）				0		
当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）	0	51,005,793	-51,005,793			
前期末支払資金残高（12）		645,750,134	-645,750,134			
当期末支払資金残高（11）+（12）	0	696,755,927	-696,755,927			

第一号第二様式（第十七条第四項関係）

資金収支内訳表

（自）令和3年4月1日 （至）令和4年3月31日

（単位：円）

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計	
事業活動による収入	介護保険事業収入	1,554,776,384	0	0	1,554,776,384		1,554,776,384	
	老人福祉事業収入	5,472,318	0	0	5,472,318		5,472,318	
	児童福祉事業収入	0	0	0	0		0	
	保育事業収入	38,203,008	25,072,084	0	63,275,092		63,275,092	
	就労支援事業収入	0	0	0	0		0	
	医療事業収入	0	72,298,453	0	72,298,453		72,298,453	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	0		0	
	経常経費寄附金収入	0	0	0	0		0	
	受取利息配当金収入	13,721	0	0	13,721		13,721	
	その他の収入	16,730,606	85,750	0	16,816,356		16,816,356	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	0		0	
	事業活動収入計（1）	1,615,196,037	97,456,287	0	1,712,652,324	0	1,712,652,324	
	事業活動による支出	人件費支出	852,956,533	69,662,835	0	922,619,368		922,619,368
		事業費支出	213,745,709	12,094,435	0	225,840,144		225,840,144
事務費支出		293,681,122	15,897,322	0	309,578,444		309,578,444	
就労支援事業支出		0	0	0	0		0	
授産事業支出		0	0	0	0		0	
利用者負担軽減額		0	0	0	0		0	
支払利息支出		11,902,585	417,488	0	12,320,073		12,320,073	
その他の支出		842,588	0	0	842,588		842,588	
流動資産評価損等による資金減少額		0	0	0	0		0	
事業活動支出計（2）		1,373,128,537	98,072,080	0	1,471,200,617	0	1,471,200,617	
事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	242,067,500	-615,793	0	241,451,707	0	241,451,707		
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	4,100,000	0	0	4,100,000		4,100,000	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	0		0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	0		0	
	固定資産売却収入	474,100	0	0	474,100		474,100	
	その他の施設整備等による収入	0	0	0	0		0	
	施設整備等収入計（4）	4,574,100	0	0	4,574,100	0	4,574,100	
	施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出	117,858,408	3,863,736	0	121,722,144		121,722,144
		固定資産取得支出	65,272,870	0	0	65,272,870		65,272,870
		固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	0		0
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	0		0
その他の施設整備等による支出		8,025,000	0	0	8,025,000		8,025,000	
施設整備等支出計（5）		191,156,278	3,863,736	0	195,020,014	0	195,020,014	
施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	-186,582,178	-3,863,736	0	-190,445,914	0	-190,445,914		
その他の活動による収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	0		0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	0		0	
	役員等長期借入金収入	0	0	0	0		0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	0		0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	0		0	
	積立資産取崩収入	0	0	0	0		0	
	事業区分間長期借入金収入	0	0	0	0		0	
	事業区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	0		0	
	事業区分間繰入金収入	53,176,787	0	0	53,176,787		53,176,787	
	その他の活動による収入	0	0	0	0		0	
	その他の活動収入計（7）	53,176,787	0	0	53,176,787	0	53,176,787	
	その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	0		0
		役員等長期借入金元金償還支出	0	0	0	0		0
		長期貸付金支出	0	0	0	0		0
投資有価証券取得支出		0	0	0	0		0	
積立資産支出		0	0	0	0		0	
事業区分間長期貸付金支出		0	0	0	0		0	
事業区分間長期借入金返済支出		0	0	0	0		0	
事業区分間繰入金支出		0	53,176,787	0	53,176,787		53,176,787	
その他の活動による支出	0	0	0	0		0		
その他の活動支出計（8）	0	53,176,787	0	53,176,787	0	53,176,787		
その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	53,176,787	-53,176,787	0	0	0	0		
当期資金収支差額合計（10）=（3）+（6）+（9）	108,662,109	-67,656,316	0	51,005,793	0	51,005,793		
前期末支払資金残高（11）	577,839,783	67,910,351	0	645,750,134		645,750,134		
当期末支払資金残高（10）+（11）	686,501,892	10,254,035	0	696,755,927	0	696,755,927		

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）令和3年4月1日 （至）令和4年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス 収益	介護保険事業収益	1,554,776,384	1,546,060,260	8,716,124	
	老人福祉事業収益	5,472,318	5,100,000	372,318	
	児童福祉事業収益	0	0	0	
	保育事業収益	63,275,092	60,535,241	2,739,851	
	就労支援事業収益	0	0	0	
	障害福祉サービス等事業収益	0	0	0	
	生活保護事業収益	0	0	0	
	医療事業収益	72,298,453	87,730,111	-15,431,658	
	経常経費寄附金収益	0	0	0	
	その他の収益	15,564,960	19,502,742	-3,937,782	
サービス活動収益計（1）		1,711,387,207	1,718,928,354	-7,541,147	
活動増減の 費用	人件費	924,537,342	916,144,789	8,392,553	
	事業費	225,840,144	212,981,468	12,858,676	
	事務費	309,578,444	283,243,301	26,335,143	
	就労支援事業費用	0	0	0	
	授産事業費用	0	0	0	
	利用者負担軽減額	0	0	0	
	減価償却費	132,340,059	130,410,160	1,929,899	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-33,020,012	-32,127,297	-892,715	
	徴収不能額	0	0	0	
	徴収不能引当金繰入	0	0	0	
その他の費用	0	0	0		
サービス活動費用計（2）		1,559,275,977	1,510,652,421	48,623,556	
サービス活動増減差額（3）=（1）-（2）		152,111,230	208,275,933	-56,164,703	
サービス活動外 増減の 費用	借入金利息補助金収益	0	0	0	
	受取利息配当金収益	13,721	19,634	-5,913	
	有価証券評価益	0	0	0	
	有価証券売却益	0	0	0	
	投資有価証券評価益	0	0	0	
	投資有価証券売却益	0	0	0	
	基本財産評価益	0	0	0	
	積立資産評価益	0	0	0	
	その他のサービス活動外収益	1,251,396	8,453,714	-7,202,318	
	サービス活動外収益計（4）		1,265,117	8,473,348	-7,208,231
サービス活動外 増減の 費用	支払利息	12,320,073	16,802,822	-4,482,749	
	有価証券評価損	0	0	0	
	有価証券売却損	0	0	0	
	投資有価証券評価損	0	0	0	
	投資有価証券売却損	0	0	0	
	基本財産評価損	0	0	0	
	積立資産評価損	0	0	0	
	その他のサービス活動外費用	842,588	0	842,588	
	サービス活動外費用計（5）		13,162,661	16,802,822	-3,640,161
	サービス活動外増減差額（6）=（4）-（5）		-11,897,544	-8,329,474	-3,568,070
経常増減差額（7）=（3）+（6）		140,213,686	199,946,459	-59,732,773	
特別増減の 費用	施設整備等補助金収益	4,100,000	9,370,527	-5,270,527	
	施設整備等寄附金収益	0	0	0	
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0	
	固定資産受贈額	0	0	0	
	固定資産売却益	6,597	0	6,597	
	その他の特別収益	0	0	0	
	特別収益計（8）		4,106,597	9,370,527	-5,263,930
	特別増減の 費用	基本金組入額	0	0	0
資産評価損		0	0	0	
固定資産売却損・処分損		0	0	0	
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）		-2	0	-2	
国庫補助金等特別積立金積立額		4,100,000	9,370,527	-5,270,527	
災害損失		0	0	0	
その他の特別損失		18	13,600,823	-13,600,805	
特別費用計（9）		4,100,016	22,971,350	-18,871,334	
特別増減差額（10）=（8）-（9）		6,581	-13,600,823	13,607,404	
当期活動増減差額（11）=（7）+（10）		140,220,267	186,345,636	-46,125,369	
前期繰越活動増減差額（12）		688,959,019	502,613,383	186,345,636	
当期末繰越活動増減差額（13）=（11）+（12）		829,179,286	688,959,019	140,220,267	

期 増 減 率 の 部	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)	829,179,286	688,959,019	140,220,267

第二号第二様式（第二十三条第四項関係）

事業活動内訳表

（自）令和3年4月1日 （至）令和4年3月31日

（単位：円）

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
サービス活動増減の部	収益						
	介護保険事業収益	1,554,776,384			1,554,776,384		1,554,776,384
	老人福祉事業収益	5,472,318			5,472,318		5,472,318
	児童福祉事業収益				0		0
	保育事業収益	38,203,008	25,072,084		63,275,092		63,275,092
	就労支援事業収益				0		0
	障害福祉サービス等事業収益				0		0
	生活保護事業収益				0		0
	医療事業収益		72,298,453		72,298,453		72,298,453
	経常経費寄附金収益				0		0
	その他の収益	15,479,210	85,750		15,564,960		15,564,960
	サービス活動収益計（1）	1,613,930,920	97,456,287	0	1,711,387,207	0	1,711,387,207
	費用						
	人件費	854,874,507	69,662,835		924,537,342		924,537,342
事業費	213,745,709	12,094,435		225,840,144		225,840,144	
事務費	293,681,122	15,897,322		309,578,444		309,578,444	
就労支援事業費用				0		0	
授産事業費用				0		0	
利用者負担軽減額				0		0	
減価償却費	126,572,596	5,767,463		132,340,059		132,340,059	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-30,035,295	-2,984,717		-33,020,012		-33,020,012	
徴収不能額				0		0	
徴収不能引当金繰入				0		0	
その他の費用				0		0	
サービス活動費用計（2）	1,458,838,639	100,437,338	0	1,559,275,977	0	1,559,275,977	
サービス活動増減差額（3）=（1）-（2）	155,092,281	-2,981,051	0	152,111,230	0	152,111,230	
サービス活動外増減の部	収益						
	借入金利息補助金収益				0		0
	受取利息配当金収益	13,721			13,721		13,721
	有価証券評価益				0		0
	有価証券売却益				0		0
	投資有価証券評価益				0		0
	投資有価証券売却益				0		0
	基本財産評価益				0		0
	積立資産評価益				0		0
	その他のサービス活動外収益	1,251,396			1,251,396		1,251,396
	サービス活動外収益計（4）	1,265,117	0	0	1,265,117	0	1,265,117
	費用						
	支払利息	11,902,585	417,488		12,320,073		12,320,073
	有価証券評価損				0		0
有価証券売却損				0		0	
投資有価証券評価損				0		0	
投資有価証券売却損				0		0	
基本財産評価損				0		0	
積立資産評価損				0		0	
その他のサービス活動外費用	842,588			842,588		842,588	
サービス活動外費用計（5）	12,745,173	417,488	0	13,162,661	0	13,162,661	
サービス活動外増減差額（6）=（4）-（5）	-11,480,056	-417,488	0	-11,897,544	0	-11,897,544	
経常増減差額（7）=（3）+（6）	143,612,225	-3,398,539	0	140,213,686	0	140,213,686	
特別増減の部	収益						
	施設整備等補助金収益	4,100,000			4,100,000		4,100,000
	施設整備等寄附金収益				0		0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益				0		0
	固定資産受贈額				0		0
	固定資産売却益	6,597			6,597		6,597
	事業区分間繰入金収益	53,176,787			53,176,787		53,176,787
	事業区分間固定資産移管収益				0		0
	その他の特別収益				0		0
	特別収益計（8）	57,283,384	0	0	57,283,384	0	57,283,384
	費用						
	基本金組入額				0		0
	資産評価損				0		0
	固定資産売却損・処分損				0		0
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	-2			-2		-2	
国庫補助金等特別積立金積立額	4,100,000			4,100,000		4,100,000	
災害損失				0		0	
事業区分間繰入金費用		53,176,787		53,176,787		53,176,787	
事業区分間固定資産移管費用				0		0	
その他の特別損失	18			18		18	
特別費用計（9）	4,100,016	53,176,787	0	57,276,803	0	57,276,803	
特別増減差額（10）=（8）-（9）	53,183,368	-53,176,787	0	6,581	0	6,581	
当期活動増減差額（11）=（7）+（10）	196,795,593	-56,575,326	0	140,220,267	0	140,220,267	
前期繰越活動増減差額（12）	692,575,436	-3,616,417		688,959,019		688,959,019	
当期末繰越活動増減差額（13）=（11）+（12）	889,371,029	-60,191,743	0	829,179,286	0	829,179,286	
基本金取崩額（14）				0		0	
その他の積立金取崩額（15）				0		0	
その他の積立金積立額（16）				0		0	
次期繰越活動増減差額（17）=（13）+（14）+（15）-（16）	889,371,029	-60,191,743	0	829,179,286	0	829,179,286	

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表
令和4年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	794,098,353	746,585,263	47,513,090	流動負債	250,330,426	251,923,129	-1,592,703
現金預金	534,674,099	521,507,055	13,167,044	短期運営資金借入金			0
有価証券			0	事業未払金	36,894,192	41,925,896	-5,031,704
事業未収金	244,660,296	218,885,727	25,774,569	その他の未払金	15,000	15,000	0
未収金			0	支払手形			0
未収補助金	5,877,000		5,877,000	役員等短期借入金			0
未収収益			0	1年以内返済予定設備資金借入金	110,388,000	110,388,000	0
受取手形			0	1年以内返済予定長期運営資金借入金			0
貯蔵品			0	1年以内返済予定リース債務			0
医薬品			0	1年以内返済予定役員等長期借入金			0
診療・療養費等材料			0	1年以内支払予定長期未払金			0
給食用材料			0	未払費用	51,463,443	49,862,988	1,600,455
商品・製品			0	預り金			0
仕掛品			0	源泉	5,597,691	5,222,545	375,146
原材料			0	住民税	3,372,100	3,808,700	-436,600
立替金	6,886,958	6,192,481	694,477	職員預り金			0
前払金	2,000,000		2,000,000	前受金			0
前払費用			0	前受収益			0
1年以内回収予定長期貸付金			0	仮受金			0
短期貸付金			0	賞与引当金	42,600,000	40,700,000	1,900,000
仮払金			0	その他の流動負債			0
その他の流動資産			0				0
徴収不能引当金			0				0
固定資産	3,194,011,908	3,253,582,338	-59,570,430	固定負債	2,125,668,877	2,247,433,767	-121,764,890
基本財産	2,403,923,835	2,499,516,860	-95,593,025	設備資金借入金	2,113,033,896	2,234,756,040	-121,722,144
土地	240,603,000	240,603,000	0	長期運営資金借入金			0
建物	2,162,320,835	2,257,913,860	-95,593,025	リース債務			0
定期預金	1,000,000	1,000,000	0	役員等長期借入金			0
投資有価証券			0	退職給付引当金	12,634,981	12,677,727	-42,746
その他の固定資産	790,088,073	754,065,478	36,022,595	役員退職慰労引当金			0
土地	192,070,351	192,070,351	0	長期未払金			0
建物	399,468,715	419,078,665	-19,609,950	長期預り金			0
構築物	15,366,116	15,921,913	-555,797	その他の固定負債			0
機械及び装置	37,486,055	41,017,764	-3,531,709	負債の部合計	2,375,999,303	2,499,356,896	-123,357,593
車輛運搬具	2,734,780	3,499,140	-764,360				
器具及び備品	35,037,577	40,837,306	-5,799,729	純資産の部			
建設仮勘定	60,236,800		60,236,800	基本金	22,152,000	22,152,000	0
有形リース資産			0	国庫補助金等特別積立金	760,779,672	789,699,686	-28,920,014
権利	126,000	126,000	0	その他の積立金			0
ソフトウェア	10,263,425	5,182,301	5,081,124	次期繰越活動増減差額	829,179,286	688,959,019	140,220,267
無形リース資産			0	(うち当期活動増減差額)	140,220,267	186,345,636	-46,125,369
投資有価証券			0				
長期貸付金			0				
退職給付引当資産	10,323,460	10,384,180	-60,720				
長期預り金積立資産	5,000,000	5,000,000	0				
差入保証金	5,859,600	4,599,600	1,260,000				
長期前払費用	28,600	28,600	0				
その他の固定資産	16,086,594	16,319,658	-233,064				
徴収不能引当金			0				
資産の部合計	3,988,110,261	4,000,167,601	-12,057,340	純資産の部合計	1,612,110,958	1,500,810,705	111,300,253
				負債及び純資産の部合計	3,988,110,261	4,000,167,601	-12,057,340

第三号第二様式（第二十七条第四項関係）

貸借対照表内訳表
令和4年3月31日現在

(単位：円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
資産の部						
流動資産	789,714,893	13,908,220	0	803,623,113	0	803,623,113
現金預金	532,119,440	2,554,659	0	534,674,099		534,674,099
有価証券	0	0	0	0		0
事業未収金	240,296,856	4,363,440	0	244,660,296		244,660,296
未収金	0	0	0	0		0
未収補助金	5,877,000	0	0	5,877,000		5,877,000
未収収益	0	0	0	0		0
受取手形	0	0	0	0		0
貯蔵品	0	0	0	0		0
医薬品	0	0	0	0		0
診療・療養費等材料	0	0	0	0		0
給食用材料	0	0	0	0		0
商品・製品	0	0	0	0		0
仕掛品	0	0	0	0		0
原材料	0	0	0	0		0
立替金	6,886,958	0	0	6,886,958		6,886,958
前払金	2,000,000	0	0	2,000,000		2,000,000
前払費用	0	0	0	0		0
1年以内回収予定長期貸付金	0	0	0	0		0
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	0	0	0	0		0
短期貸付金	0	0	0	0		0
事業区分間貸付金	2,534,639	6,990,121	0	9,524,760		9,524,760
仮払金	0	0	0	0		0
その他の流動資産	0	0	0	0		0
徴収不能引当金	0	0	0	0		0
固定資産	3,059,806,199	134,205,709	0	3,194,011,908	0	3,194,011,908
基本財産	2,300,372,980	103,550,855	0	2,403,923,835	0	2,403,923,835
土地	240,603,000	0	0	240,603,000		240,603,000
建物	2,058,769,980	103,550,855	0	2,162,320,835		2,162,320,835
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000		1,000,000
投資有価証券	0	0	0	0		0
その他の固定資産	759,433,219	30,654,854	0	790,088,073	0	790,088,073
土地	192,070,351	0	0	192,070,351		192,070,351
建物	382,655,436	16,813,279	0	399,468,715		399,468,715
構築物	15,366,116	0	0	15,366,116		15,366,116
機械及び装置	24,222,562	13,263,493	0	37,486,055		37,486,055
車輛運搬具	2,734,780	0	0	2,734,780		2,734,780
器具及び備品	34,459,495	578,082	0	35,037,577		35,037,577
建設仮勘定	60,236,800	0	0	60,236,800		60,236,800
有形リース資産	0	0	0	0		0
権利	126,000	0	0	126,000		126,000
ソフトウェア	10,263,425	0	0	10,263,425		10,263,425
無形リース資産	0	0	0	0		0
投資有価証券	0	0	0	0		0
長期貸付金	0	0	0	0		0
事業区分間長期貸付金	0	0	0	0		0
退職給付引当資産	10,323,460	0	0	10,323,460		10,323,460
長期預り金積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000		5,000,000
差入保証金	5,859,600	0	0	5,859,600		5,859,600
長期前払費用	28,600	0	0	28,600		28,600
その他の固定資産	16,086,594	0	0	16,086,594		16,086,594
徴収不能引当金	0	0	0	0		0
資産の部合計	3,849,521,092	148,113,929	0	3,997,635,021	0	3,997,635,021
負債の部						
流動負債	254,401,001	5,454,185	0	259,855,186	0	259,855,186
短期運営資金借入金	0	0	0	0		0
事業未払金	35,774,646	1,119,546	0	36,894,192		36,894,192
その他の未払金	15,000	0	0	15,000		15,000
支払手形	0	0	0	0		0
役員等短期借入金	0	0	0	0		0
1年以内返済予定設備資金借入金	110,388,000	0	0	110,388,000		110,388,000
1年以内返済予定長期運営資金借入金	0	0	0	0		0
1年以内返済予定リース債務	0	0	0	0		0
1年以内返済予定役員等長期借入金	0	0	0	0		0
1年以内返済予定事業区分間長期借入金	0	0	0	0		0
1年以内支払予定長期未払金	0	0	0	0		0
未払費用	51,463,443	0	0	51,463,443		51,463,443
預り金	0	0	0	0		0
源泉	5,597,691	0	0	5,597,691		5,597,691
住民税	3,372,100	0	0	3,372,100		3,372,100
職員預り金	0	0	0	0		0
前受金	0	0	0	0		0
前受収益	0	0	0	0		0
事業区分間借入金	6,990,121	2,534,639	0	9,524,760		9,524,760
仮受金	0	0	0	0		0
賞与引当金	40,800,000	1,800,000	0	42,600,000		42,600,000
その他の流動負債	0	0	0	0		0
固定負債	2,002,211,682	123,457,195	0	2,125,668,877	0	2,125,668,877
設備資金借入金	1,989,576,701	123,457,195	0	2,113,033,896		2,113,033,896
長期運営資金借入金	0	0	0	0		0
リース債務	0	0	0	0		0
役員等長期借入金	0	0	0	0		0
事業区分間長期借入金	0	0	0	0		0
退職給付引当金	12,634,981	0	0	12,634,981		12,634,981
役員退職慰労引当金	0	0	0	0		0

長期未払金	0	0	0	0	0	0
長期預り金	0	0	0	0	0	0
その他の固定負債	0	0	0	0	0	0
負債の部合計	2,256,612,683	128,911,380	0	2,385,524,063	0	2,385,524,063
純資産の部						
基本金	22,152,000	0	0	22,152,000		22,152,000
国庫補助金等特別積立金	681,385,380	79,394,292	0	760,779,672		760,779,672
その他の積立金	0	0	0	0		0
次期繰越活動増減差額	889,371,029	-60,191,743	0	829,179,286		829,179,286
(うち当期活動増減差額)	196,795,593	-56,575,326	0	140,220,267		140,220,267
純資産の部合計	1,592,908,409	19,202,549	0	1,612,110,958	0	1,612,110,958
負債及び純資産の部合計	3,849,521,092	148,113,929	0	3,997,635,021	0	3,997,635,021